

議案第48号

所沢市保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定について

所沢市保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を別記のとおり制定する。

令和元年 6月 6日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

所沢市保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例（平成26年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」の次に「及び第30条の5」を加える。

第3条中「保育の」を「法第20条第1項及び第30条の5第1項に規定する保育の」に改める。

第4条中「保育必要量」を「法第20条第3項の保育必要量」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。